

民生委員・児童委員

Q A

- Q** 民生委員・児童委員になるにあたって特別な資格や知識は必要？
- A** 特別な資格や知識は必要ありません！社会福祉に理解と情熱がある方が求められています。
- Q** ひとりで活動するの？
- A** 担当地区をもって活動しますが、民生委員児童委員連絡協議会に属しているため、活動のなかで悩んだ時は仲間と共に対応することが出来ます。
- Q** 民生委員・児童委員の活動は忙しい？
- A** ご自身の生活の中で、できる範囲での活動をお願いしています！仕事をもちながら民生委員・児童委員の活動を両立されている方もいます！

できることから、地域のチカラに、**民生委員・児童委員募集**



地域の方と交流しながら、楽しく活動しています

興味を持ったら、ぜひお声掛けください！



あなたのそばに、地域の味方 民生委員・児童委員

- 1 野嵩三区のミニデイサービスでお昼ご飯を配膳する民生委員の様子
- 2 真志喜中学校訪問の様子
- 3 宜野湾中学校区での福祉教育をサポート



募集要件

- 75歳未満で社会福祉に対し理解と情熱のある方。
- 時間的な余裕があり、活動時間週10時間以上を確保できる方。

申込期間
随時募集中

問合せ先
福祉総務課 総務係 ☎内線3124
宜野湾市社会福祉協議会
☎0902-65255

あなたはチカラ、民生委員・児童委員として活かしませんか？

宜野湾市では、市民の「見守り役」「身近な相談役」「専門機関へのつなぎ役」として民生委員・児童委員を募集しております！

今年度は三年に一度の「一斉改選の年」

令和7年12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われる予定です。

宜野湾市の民生委員の定数は141名ですが、地区によっては、なり手が不足している地域もあるため、地域福祉活動の担い手となってくださる民生委員・児童委員を募集しています。

民生委員・児童委員とは？

地域住民の中から選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行います。

民生委員は厚生労働大臣および県知事から委嘱された無償のボランティアで、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。任期は3年で、再任も可能です。

主任児童委員とは？

主任児童委員は、子どもや子育て世帯への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

子どもについての困りごとや子育てに関する不安など、児童に関わる相談に応じ、児童福祉関係機関と区域担当民生委員・児童委員との連絡役となつて、協力して活動を行います。

どんな活動をしているの？

民生委員・児童委員は、市内4つの中学校区ごとに設置された「民生委員児童委員協議会(民児協)」に所属しています。各民児協では、毎月1回の定例会を開催し、地域の課題とその解決に必要な取り組みや世帯への支援方法の検討などを行うとともに、様々な活動に取り組んでいます。

住民の相談・支援活動(高齢者世帯への訪問)

民生委員の声

地域を想う気持ちから民生委員に

火曜日と金曜日に、宜野湾中学校前で朝の交通安全指導をしています。地域の環境を少しでも良くしたいという思いから、活動を始めました。ケアマネージャーとして高齢者の相談を受けているので、民生委員としても世代を問わず、困っている方を必要な支援に繋げられるように努めています。

「自分に民生委員・児童委員ができるか不安」と感じる人が多いと思いますが、経験豊富な先輩方と一緒に支えていくので、まずやってみよう、の気持ちで、ぜひ一歩踏み出してほしいと思います。

野嵩3区 安座間 湖帆さん

母から受け継いだバトン 親しまれる民生委員を目指して

母が民生委員をしていたことがきっかけで、私も引き継ぐような形で活動を始めました。今は、ミニデイサービスやお弁当の配達、見守り活動などを行っています。訪問先で「来てくれて嬉しいよ」と言ってもらえること、顔見知りが増え、地域との繋がりができることにやりがいを感じています。活動を通して、地域に足りないものや課題が見えてくるのが一番良いです。今後は、相談しやすいと思ってもらえる、親しまれる民生委員になりたいです。

地域住民の皆さんへ

生活に関して困っていることはありませんか？

民生委員・児童委員は、近隣の見守りと、関係機関と連携した支援活動を行っています。ご相談や困りごとがありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

秘密は守られます

民生委員・児童委員には守秘義務が課されています。相談内容や秘密が第三者に知られることはありません。

民生委員・児童委員はどのように選ばれるの？

各市町村に設置された民生委員推薦会が知事に推薦し、知事は厚生労働大臣に推薦します。これを受け、厚生労働大臣が決定し、民生委員・児童委員に選ばれます。

地域福祉活動(地域行事・学校行事など)

▼関係機関・団体との連携(行政等の依頼に基づく調査・会議など)

▼民生委員・児童委員同士の情報交換や研修(月1回の定例会・勉強会など)